

江戸川区あなたの思いを形に 公園キラリ 事業について

事業目的

公園等に寄附を受けた物件に記念プレートを付けたうえ、寄附物件を公園施設として設置し、区民の皆様公園等をより身近なものとして感じてもらうとともに、区民の皆様を支えられた愛される公園づくりに寄与することを目的としています。

寄附していただく公園施設

ご希望の公園施設をカタログよりお選びいただきます。申込窓口にてカタログをご用意いたしております。樹木については申込窓口にご相談下さい。

例...ベンチ、プランター、鉄棒、健康遊具など

記念プレートの仕様と記入例

仕様

材質:真鍮製

形状:幅150mm、高さ55mm、厚さ1mm 又は 幅55mm、高さ150mm、厚さ1mm

記入文字数: 寄附者名(20文字以内) (個人名又は団体名)

メッセージ(40文字以内) (広告や宣伝・主義主張等公園管理上ふさわしくない表示はできません)

申込方法

「江戸川区あなたの思いを形に 公園キラリ 事業」に賛同され、寄附を希望する方は申込用紙に必要事項を記入の上、調整係窓口へ直接提出してください。

申込窓口

江戸川区土木部水とみどりの課調整係

〒132-0021 江戸川区中央一丁目3番13号中里ビル内【江戸川区役所前郵便局2階】

TEL 03-5662-0320 FAX 03-3674-6797

設置工事担当部署

みどりサービス第一係 新大橋通り以北・新中川以西地域の公園

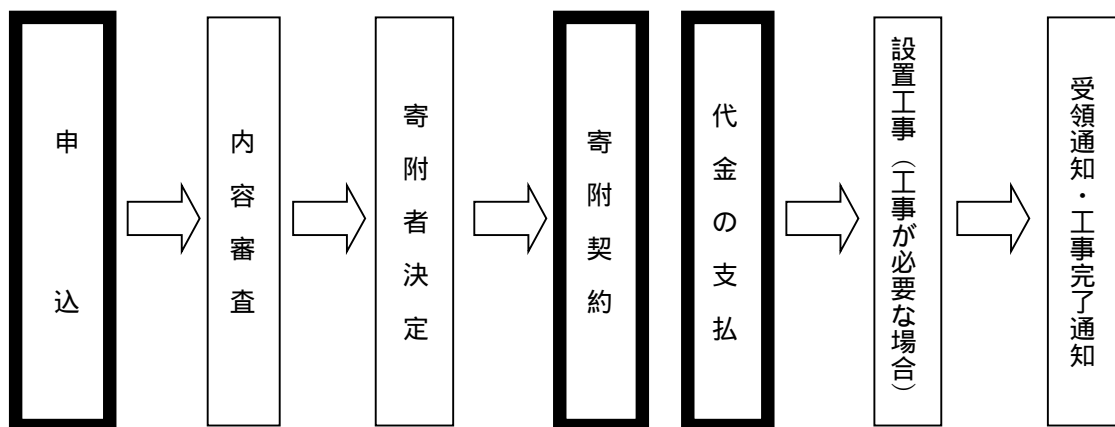
みどりサービス第二係 新大橋通り以南地域の公園

みどりサービス第三係 新中川以東の公園

申込書の配布

申込書は、上記の申込窓口にて、郵送・FAX・手渡しで配布いたします。

申込から完了までの流れ



申込から設置までは概ね2ヵ月の日数を要します。[公園施設(遊具等)によっては前後する場合があります]

図中の太枠内の事項をお客様(寄附者)が行います。

その他の注意事項

(1) 寄附者について

寄附をすることができる方は、個人又は団体とします。ただし、次に掲げる方からの寄附は受けすることができません。

- ア 営利を目的として公園キラリ事業に寄附しようとする者
- イ 実施目的に適さないと判断された方

(2) 寄附者名等の表示

寄附者名等の表示については、個人名・団体名および簡単なメッセージが、金属プレートに表示できます。

表示する寄附者名等については、江戸川区で審査を実施し、内容の変更等をお願いする場合があります。

寄附者名・メッセージ等に著作権等を生じるもの(歌の一節・有名人の名前など)は、寄附者の費用負担と責任で記載してください。

(2) 財産の帰属等

寄附された公園施設(遊具等)の財産等は江戸川区に帰属し、一般の利用に供する施設として利用します。ただし、耐用年数を過ぎ老朽化した場合など、公園管理者が必要と認めた場合は、補修、撤去又は移設することがあります。

(3) 設置場所

寄附された公園施設(遊具等)の公園内での設置場所は指定できません。

(4) 公園施設(遊具等)の製作について

本事業の公園施設(遊具等)の製作は、(一社)日本公園施設業協会が担当いたします。

[連絡先]

(一社)日本公園施設業協会東京支部: 〒136-0071 東京都江東区亀戸七丁目5番1号(株)丸山製作所内)
03-3637-4350 FAX03-3683-7553 <http://www.jpfa.or.jp>

樹木は江戸川区が別に定める業者になります。詳しくは申込窓口にお尋ねください。

(5) 代金の振り込みについて

公園施設(遊具等)代金の振り込み先は、(一社)日本公園施設業協会になります。

代金振込先

みずほ銀行 新川支店(店番号127) 普通口座 番号1457601

一般社団法人日本公園施設業協会

樹木代金の振り込み先は、江戸川区が別に定める業者になります。詳しくは申込窓口にお尋ねください。

(6) 寄附金控除について

特定寄附をした個人は、確定申告によって次の限度内で所得税法上の寄附金控除が受けられます。(所得税法第78条第1項及び第2項第1号)

地方公共団体に対する寄附金については、個人住民税の税額控除が受けられます。

(地方税法第37条の2第1項第1号、第314条の7第1項第1号)

上記の措置を受けるため、申告の際、物件受領書が必要となります。

詳しくは申請窓口へお問い合わせください。